

岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師及び助産師並びに新生児医療担当医（以下「産科医等」という。）が減少する現状に鑑み、産科医等の処遇改善や将来の産科医療を担う医師の育成を図る取組みを通じて、産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに産科医療機関の体制強化を図る取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、その交付に関しては岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

一 産科医等確保支援事業

就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科医等に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設が、当該手当を支給する事業

ただし、一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

二 産科医等育成支援事業

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者（以下、「産科専攻医」という。）を受け入れており、就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当（研修医手当等）について明記している医療機関が、当該手当等を支給する事業

三 新生児医療担当医確保支援事業

就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、NICU（診療報酬の対象となるものに限る。）にて新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）について明記している医療機関が、当該手当を支給する事業

四 帝王切開術待機医師確保事業

200床未満の分娩施設において、リスクの低い帝王切開術を行うために当該施設の常勤医師等以外の医師を帝王切開術のために待機させ、必要に応じて立ち会わせることにより、帝王切開術への体制整備を行う事業

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、医療法第1条の5第1項に規定する病院、第1条の5第2項に規定する診療所並びに第2条に規定する助産所

とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者は、補助事業者となることができない。

(補助対象経費等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費等は、別表の第2欄に定める経費等とする。

2 補助金の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 別表の第1欄に定める基準額と前条に規定する経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請にかかる様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 前項の申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定による申請書の提出時期は、別に知事が定めるものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

一 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、別記第2号様式を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、以下の事由については規則第6条第1号及び第2号における知事の定める軽微な変更とみなす。

ア 別表の補助事業の区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更をする場合

イ 補助事業に要する経費の20%以内の減少となる内容の変更をする場合

ウ 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更で、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合

二 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、別記第3号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。

三 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって自らの消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。

四 知事は前号の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、交付決定を受けた日から10日以内とする。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告にかかる様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して20日を経過した日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第4条の規定に該当するときは、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理しなければならない。

2 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後15年間とする。

(その他)

第15条 特別の事情により本要綱に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることができる。

附 則

この要綱は、平成21年11月4日から施行し、この要綱による規定は平成21年4月1日から適

用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 25 日から施行し、この要綱による規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(岐阜県新生児医療担当医確保支援事業費補助金実施要綱の廃止)

- 2 岐阜県新生児医療担当医確保支援事業費補助金実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1 基準額	2 対象経費等	3 補助率
1 分娩あたり 10 千円	産科医等確保支援事業 分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当(分娩手当等) 個人が開設する分娩施設においては、分娩手当見合いとして知事が適当であると認める経費	3 分の 1 以内
研修医 1 人 1 月あたり 50 千円	産科医等育成支援事業 産科専攻医に対して、処遇改善を目的として支給される手当(研修医手当等)	3 分の 1 以内
新生児 1 人あたり 10 千円 (NICU 入院初日のみ)	新生児医療担当医確保支援事業 NICU において新生児を担当する医師の処遇改善を目的として NICU に入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当等)	3 分の 1 以内
1 帝王切開術 1 人あたり 5 千円	帝王切開術待機医師確保事業 当該施設の常勤医師等以外の医師を帝王切開術に立ち合わせた人数(1 帝王切開術につき 2 人以内)	10 分の 10 以内

別記

第1号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙1-1）
- (2) 事業計画書（別紙1-2）
- (3) その他参考資料

第2号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金に係る補助事業の
経費配分変更（内容変更）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について
下記のとおり経費配分変更（内容変更）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更後申請額 金 円

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

(1) 所要額調書（別紙1-1）

(2) 事業計画書（別紙1-2）

（注）変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

第3号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金に係る補助事業の
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について、
下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）の理由

第4号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金について、岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金交付要綱第8条第3号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要県補助金返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
 - (1) 2の金額の積算内訳
 - (2) その他参考資料

第5号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度岐阜県産科
医等育成・確保支援事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告
します。

記

- 1 所要額精算書（別紙2-1）
- 2 実績報告書（別紙2-2）
- 3 その他参考となる資料

第6号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金交付請求書

このことについて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった 年度岐阜県
産科医等育成・確保支援事業費補助金

振り込みは下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号